

特に重要なお知らせ
(契約概要・注意喚起情報)

この書面は、保険業法第300条の2(準用金融商品取引法第37条の3第1項)に基づき、ご契約の締結前にお客様に交付させていただく「契約締結前交付書面」です。

マニユライフ投資型年金
(年金額ラチェット型)

変額個人年金保険(年金総額保証I型)
新ラチェット特約(変額個人年金保険(年金総額保証I型)用A型)



●「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みくださいますようお願いいたします。
「契約概要」…P1 「注意喚起情報」…P7

●特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)における「ラチェット保証額は、基本保険金額(一時払保険料)の105%が最低保証」などの表記については、以下の点にご注意ください。
・毎年支払われる年金には、雑所得として所得税・住民税が課税されますが、その税額については考慮しておりません。
・年金支払時の雑所得の金額が25万円以上となる場合、その金額の10%を源泉徴収税額として年金額から差し引いてお支払いするため、マニユライフ生命保険株式会社(以下、「マニユライフ生命」といいます。)からお支払いする年金の支払総額は、一時払保険料の105%を下回ることがあります。
※税務上のお取り扱いは、平成22年2月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については税務署や税理士など、専門家にご確認ください。
●「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」では「保証金額付特別勘定年金」を「特別勘定年金」と省略して記載します。

この保険契約のお申し込みをされる際には、この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」のほか、「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」の内容もあわせてご確認くださいませよう願いたします。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、マニユライフ生命の変額年金カスタマーセンターへご連絡ください。

変額年金カスタマーセンター

TEL 0120-925-008

受付時間:月～金曜日 9時～17時(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。)

野村証券株式会社(募集代理店)では、複数の保険会社の生命保険商品を取り扱っています。ご要望がございましたら、変額保険販売資格をもつ社員にお問い合わせください。

引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社

本社/東京都調布市国領町4丁目34番地1 182-8621
ホームページ/http://www.manulife.co.jp/

変額年金カスタマーセンター

☎ 0120-925-008 受付時間/月～金曜日 9時～17時
祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。

(登)マニユライフ(投商)09-50784(21.12.16)327071
平成22年2月現在

募集代理店

野村証券株式会社

取扱者(生命保険募集人)

No.33157/10.03



契約概要

- マニライフ投資型年金(年金額ラチェット型)の「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。また、記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますのでご確認ください。
- マニライフ投資型年金(年金額ラチェット型)は、マニライフ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。

①商品の特徴

● この商品は、一時払保険料のうち、契約初期費用を控除した金額を特別勘定で運用し、その運用実績によって年金額、解約返戻金額や死亡給付金額等が変動する変額個人年金保険です。

● ラチェット保証額

- (1) ラチェット保証額とは、特別勘定年金(15年支払)による「年金の支払総額」と、「死亡保障」の最低保証額のことです。ご契約時のラチェット保証額は基本保険金額(一時払保険料)と同額ですが、その後、契約日から1年経過ごとの契約応当日にラチェット判定を行い、その時の積立金額とラチェット保証額のいずれか大きい金額が新しいラチェット保証額となります。
- (2) 運用期間満了時(10年後の契約応当日)の積立金額が基本保険金額(一時払保険料)を下回った場合でも、年金支払開始日前日(終身保障に移行した場合は運用期間満了時)のラチェット保証額は、基本保険金額(一時払保険料)の105%が最低保証されます。

- 運用期間満了時(10年後の契約応当日)に確定年金または年金の一括受取を選択された場合、年金の支払総額の最低保証はありません。
- ご契約を解約・一部解約された場合、支払総額は一時払保険料を下回る可能性があります。
- 運用期間中に被保険者が死亡した場合の死亡給付金額は、基本保険金額(一時払保険料)の100%が最低保証されます。

● ラチェット判定の年齢限度

ラチェット判定は、被保険者年齢(保険年齢*)80歳までとなります。

*保険年齢は、契約日を基準日として被保険者年齢を計算し、1年未満の端数について、6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げます。

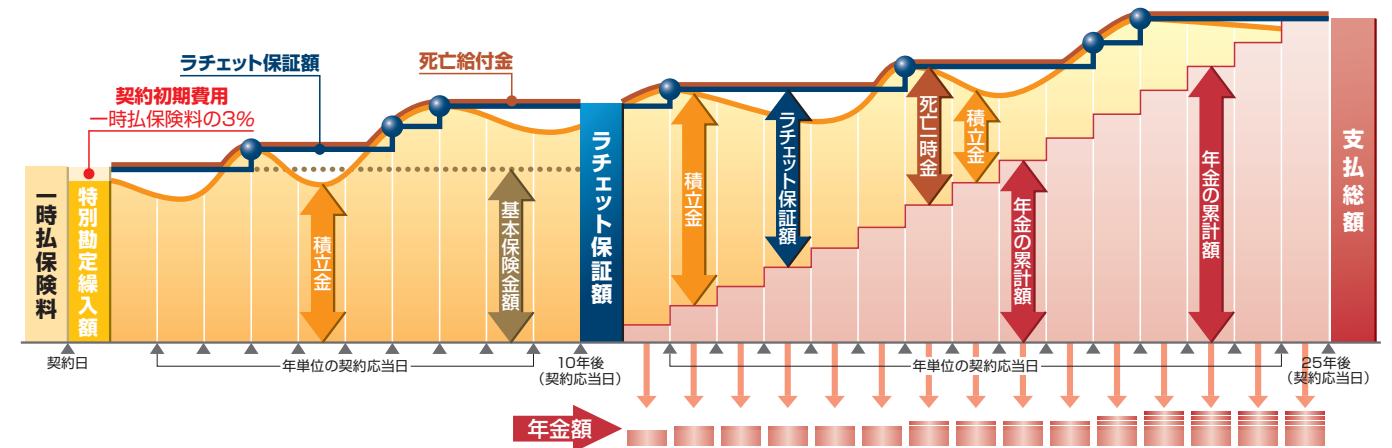
②投資リスクについて

- マニライフ投資型年金(年金額ラチェット型)は、年金額、死亡給付金額、解約返戻金額等が特別勘定資産の運用実績に基づいて増減する仕組みの年金保険です。特別勘定資産は、投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されますので、特別勘定の資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等の投資リスクがあります。株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約返戻金等お支払いする金額の合計額が、一時払保険料を下回る可能性があります。
- お客様がスイッチングを行った際には、選択した特別勘定の種類によって基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますのでご注意ください。

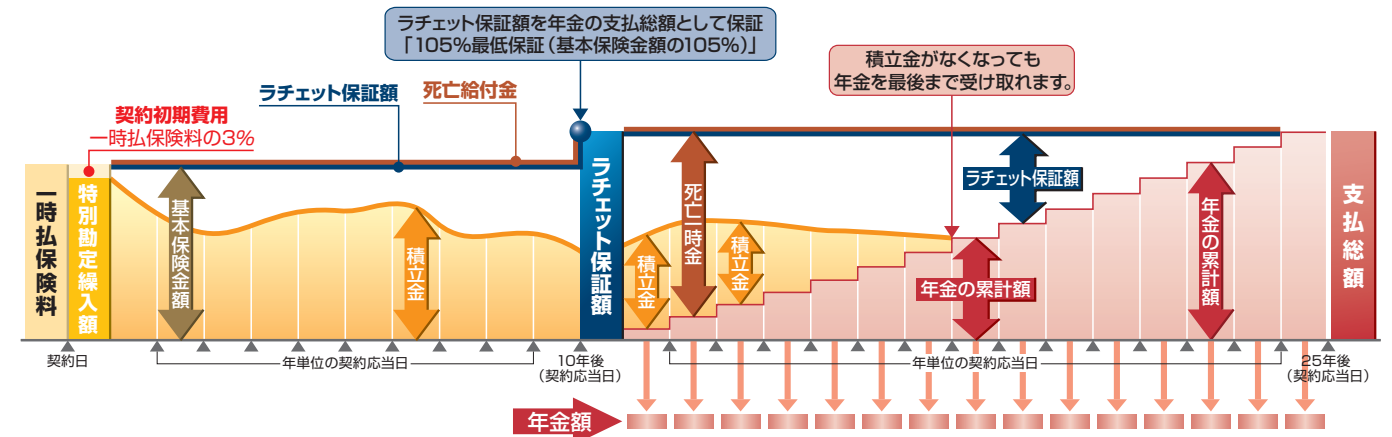


③商品の仕組み

【イメージ図①】運用が好調な場合(特別勘定年金を選択)



【イメージ図②】運用が不調な場合(特別勘定年金を選択)



※「運用が好調な場合」とは、ラチェット判定時において1回以上ラチェットした場合のことをさしています。「運用が不調な場合」とは、すべてのラチェット判定時においてラチェットしなかった場合のことをさしています。

※積立金とラチェット保証額は、年金をお支払いした分、減少します。なお、イメージ図①、②では、積立金、ラチェット保証額および死亡一時金は、それぞれの線と年金の累計額との差で表示しています。

※両図はイメージ図であり、将来のラチェット保証額、積立金額および死亡給付金額などを約束するものではありません。また、一部解約した場合、ラチェット保証額および基本保険金額は、一部解約により積立金額が減少した割合と同じ割合で減額されます。

④死亡給付金等の支払事由

- 被保険者が死亡した場合、以下の死亡給付金などをお支払いします。

運用期間中	年金支払期間中	
	特別勘定年金	確定年金
死亡給付金 つぎのいずれか大きい額をお支払いします。 *死亡日の積立金額 *死亡日のラチェット保証額	死亡一時金 つぎのいずれか大きい額をお支払いします。 *死亡日の積立金額 *死亡日のラチェット保証額	つぎのいずれかからご選択いただけます。 *年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価の一括支払 *年金の継続支払

※つぎのような場合には、死亡給付金などをお支払いいたしません。

1. 責任開始日から3年以内の被保険者の自殺などの免責事由に該当した場合
2. 保険契約者、受取人がこの保険契約の死亡給付金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたときなど、重大な事由により保険契約が解除された場合
3. 告知していただいた内容が事実と相違したため、保険契約が解除された場合

● 詳細については、「注意喚起情報」および「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますのでご確認ください。

⑤特約について

終身保障特約	終身保障特約を付加することにより、契約日から10年後の契約応当日に年金でのお支払いにかえて終身死亡保障に移行し、特別勘定にて運用を行いながら終身にわたって死亡保障を継続することができます。なお、終身保障移行後も毎年ラチェット判定を行います。 ※ラチェット判定は、被保険者年齢(保険年齢)80歳までとなります。																
遺族年金特約	遺族年金特約を付加することにより、死亡給付金の全部、または一部を、一括でお支払いする方法にかえて、死亡給付金受取人に年金(遺族年金)としてお支払いします。 なお、遺族年金特約は、被保険者生存時にご契約者のお申し出により、また、被保険者がお亡くなりになった後で、かつ、死亡給付金が支払われる前は死亡給付金受取人のお申し出により付加できます。 【年金種類】 確定年金 【年金支払期間】 5年・10年・15年・20年・25年・30年 ※遺族年金の年金額は、年金基金の金額に基づき、年金基金の設定時におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率等)により計算されます。																
新ラチェット特約(あらかじめ付加されています)	毎年の契約応当日末の各特別勘定の積立金の合計額がその日末のラチェット保証額を上回った場合、ラチェット保証額は、その各特別勘定の積立金の合計額相当額に増加(ラチェット)します。 ※ラチェット判定は、被保険者年齢(保険年齢)80歳までとなります。 ・特別勘定年金を指定した場合、年金支払開始日以後もラチェット判定を行います。 ・確定年金を指定した場合、年金支払開始日以後、ラチェット判定は行いません。 ・終身保障特約を付加した場合、終身保障移行日以後もラチェット判定を行います。																
指定代理請求特約	年金受取人が被保険者と同一の場合、指定代理請求特約を付加することにより、年金受取人が年金を請求できない事情があるとマニュアル生命が認めた場合、あらかじめ指定された指定代理請求人が年金受取人にかわって年金を請求することができます。 年金支払開始日前はご契約者の、年金支払開始日以後は年金受取人のお申し出により付加できます。この特約を付加する場合、つぎの方のうちお1人を指定代理請求人としてご指定いただけます。 ・被保険者の戸籍上の配偶者 ・被保険者と同居し、または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 ・被保険者の直系血族 ※指定代理請求人は、年金の請求時においても、上記のいずれかに該当することが必要です。 ※ご契約者が法人の場合および終身保障特約が付加されている場合、指定代理請求特約を付加することはできません。																
新後継年金受取人指定特約	年金支払開始日以後に年金受取人がお亡くなりになった場合、あらかじめご指定いただいた後継年金受取人を新たな年金受取人として、つぎのいずれかをお支払いします。 ① 年金受取人と被保険者が同一人の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年金種類</th> <th>お支払い内容</th> <th>お支払いする金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別勘定年金</td> <td>死亡一時金</td> <td>被保険者がお亡くなりになった時点の積立金額とラチェット保証額のいずれか大きい金額</td> </tr> <tr> <td>確定年金</td> <td>死亡一時金 年金の継続支払</td> <td>年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価 年金額</td> </tr> </tbody> </table> ② 年金受取人と被保険者が別人の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年金種類</th> <th>お支払い内容</th> <th>お支払いする金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別勘定年金</td> <td rowspan="2">年金</td> <td rowspan="2">年金額</td> </tr> <tr> <td>確定年金</td> </tr> </tbody> </table> 年金支払開始日前はご契約者の、年金支払開始日以後は年金受取人のお申し出により付加できます。この特約を付加する場合、年金受取人の配偶者または3親等内の親族から1人を後継年金受取人としてご指定いただけます。 ※終身保障特約が付加されている場合、新後継年金受取人指定特約を付加することはできません。 ※年金受取人が法人である契約の場合、後継年金受取人を指定することはできません。	年金種類	お支払い内容	お支払いする金額	特別勘定年金	死亡一時金	被保険者がお亡くなりになった時点の積立金額とラチェット保証額のいずれか大きい金額	確定年金	死亡一時金 年金の継続支払	年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価 年金額	年金種類	お支払い内容	お支払いする金額	特別勘定年金	年金	年金額	確定年金
年金種類	お支払い内容	お支払いする金額															
特別勘定年金	死亡一時金	被保険者がお亡くなりになった時点の積立金額とラチェット保証額のいずれか大きい金額															
確定年金	死亡一時金 年金の継続支払	年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価 年金額															
年金種類	お支払い内容	お支払いする金額															
特別勘定年金	年金	年金額															
確定年金																	

⑥年金種類・運用期間・年金支払期間

年金種類	運用期間	年金支払期間
特別勘定年金	10年	15年
確定年金		5年・10年

- 特別勘定年金
 - (1) 年金支払期間は15年で、運用期間満了時のラチェット保証額が年金の支払総額で最低保証されます。
 - (2) 年金支払開始後も毎年、ラチェット判定を行います。なお、年金支払期間中も特別勘定による運用が継続します。
 ※ラチェット判定は、被保険者年齢(保険年齢)80歳までとなります。
- 確定年金
 - (1) 特別勘定での運用を行わない確定年金(5年・10年)での支払いを選べます。
 - (2) 年金支払開始日(契約日から10年後の契約応当日)の前日までにお申し出いただくことにより、年金支払にかえて年金支払開始日の前日末の積立金額を一括支払することも選択できます。
 ※確定年金を指定の場合、マニュアル生命の定める基礎率等(予定利率等)により計算される年金額(年額)が5万円に満たないときは、年金でのお支払いは行わず、年金支払開始日の前日末の積立金額を一時金でご契約者にお支払いします。また、年金額(年額)が3,000万円を超えるときは、3,000万円を年金額とし、年金額が3,000万円を超える部分については、第一回年金支払時に一時金で年金受取人にお支払いします。
※年金額は、年金支払開始日の前日末の積立金額を年金原資として、契約日におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率等)により計算されます。ご契約時には、将来お支払いする年金額は定まっておられません。
 確定年金での年金の支払総額や年金の一括支払額には、最低保証(ラチェット保証)はありません。

⑦引き受け条件

	条件
被保険者契約年齢	0歳～75歳(契約日の保険年齢)
保険料のお取り扱い	200万円以上5億円以下(1万円単位)
保険料の払込方法	一時払のみ(「マニュアル生命が指定する金融機関の口座への送金」に限定しております)
年金受取人	ご契約者または被保険者
告知について	医師による診査は不要です(職業告知のみ)。

※同一被保険者でマニュアル生命の投資型年金保険を複数ご契約の場合、それぞれの保険料(基本保険金額)を通算し、5億円を超えることはできません。

一時払保険料(基本保険金額)・特別勘定繰入割合等、具体的なご契約の内容については、「申込書」に記入していただきますので、お申し込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にてご契約内容を必ずご確認ください。

⑧解約返戻金に関する事項

- 運用期間中(終身保障移行後を含む)および特別勘定年金の年金支払開始日以後にご契約を解約した場合、解約返戻金をお支払いします。
- 解約返戻金額には最低保証がありませんので、特別勘定の運用実績によっては支払総額が一時払保険料を下回る場合があります。また、ご契約を解約・一部解約した場合、支払総額の最低保証はありません。

解約返戻金	解約返戻金額 = 解約計算基準日または一部解約計算基準日の積立金額 - 解約控除額 (解約控除は契約日から1年以内の解約・一部解約が対象となります) ※解約計算基準日および一部解約計算基準日とは、マニュアル生命がご請求を受け付けした日の翌営業日です。
解約控除額	解約部分の基本保険金額に2.0%を乗じた金額

※解約計算基準日が特別勘定への繰入日前である場合、解約返戻金額は、解約計算基準日の基本保険金額と同額となります。

⑨諸費用について

この保険にかかる費用はつぎのとおりです。

《ご契約時にご負担いただく費用》

- 一時払保険料からつぎの費用を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。

項目	目的	費用	時期
契約初期費用	保険契約の締結などに必要な費用	一時払保険料に3.0%を乗じた金額	特別勘定への繰り入れの際(契約日より契約日を含めて8日目末)に一時払保険料から控除します。

《特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用》

- つぎの費用を積立金から控除します。

項目	目的	費用	時期
保険関係費	死亡給付金等の最低保証のための費用、保険契約の締結・維持などに必要な費用	詳しい内容については、次頁の表をご覧ください。	次頁の表の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。
運用関係費*1	特別勘定の運用にかかわる費用 ※特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬などが含まれます。	特別勘定ごとに異なります。詳しい内容については、次頁の表をご覧ください。	次頁の表の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。

特別勘定ごとの保険関係費、運用関係費

特別勘定名	バランス25AR	インデックスバランス60AR
主な投資対象となる投資信託	マイストーリー・株25VA (適格機関投資家専用)	野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)
保険関係費	特別勘定の資産総額に対して、年率2.65%を乗じた金額	
運用関係費*1	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対して、つぎの年率を乗じた金額(信託報酬)	
	年率0.3675%(税抜0.35%) (実質*20.85%±0.15%(概算))	年率0.42%(税抜0.40%)

*1 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息、また信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。なお、運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

*2 特別勘定が投資対象とする投資信託はファンド・オブ・ファンズを主な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬(成功報酬を除く)を含めてお客様が実質的に負担する信託報酬(成功報酬を除く)を算出しております。
※投資信託「マイストーリー・株25VA(適格機関投資家専用)」が投資対象とするファンドには、信託報酬に成功報酬制を採用しているものがあり、これらのファンドについては、運用実績により成功報酬額も負担することとなります。

●年間13回以上のスイッチングをした場合、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	対象	費用	時期
スイッチング手数料	年間13回以上のスイッチング	13回目から、1回のスイッチングにつき2,500円	スイッチング時に移転元の積立金から控除します。

※「年間」とは、契約日または契約応当日から起算して1年間(1保険年度)のことです。

《解約時にご負担いただく費用》

●契約日から解約計算基準日または一部解約計算基準日までの経過年数が1年以内の場合、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	対象	費用	時期
解約控除	契約日から解約計算基準日または一部解約計算基準日までの経過年数が1年以内の解約または一部解約	解約部分の基本保険金額に2.0%を乗じた金額	解約計算基準日または一部解約計算基準日に各特別勘定の積立金の合計額から控除します。

※解約計算基準日または一部解約計算基準日が特別勘定への繰入日前である場合、解約返戻金額は基本保険金額相当額(一部解約の場合は減額された基本保険金額相当額)となります。

《年金支払開始日以後にご負担いただく費用》

●確定年金を指定した場合、年金支払開始日以後、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
年金管理費	確定年金の年金支払の管理にかかる費用	年金額(年額)に1.0%を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。

※特別勘定年金を指定した場合、年金管理費はいただきません。

●遺族年金特約を付加した契約に対して、遺族年金の年金支払開始日以後、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
年金管理費	遺族年金の年金支払の管理にかかる費用	遺族年金の年金額(年額)に1.0%を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。

※特別勘定年金を指定した場合、年金支払開始日以後、上記と同じ保険関係費・運用関係費を毎日積立金から控除します。ただし、年金支払開始日以後、積立金がなくなった場合、それ以降は保険関係費・運用関係費を控除しません。
※終身保障特約を付加した場合、終身保障移行日以後、上記と同じ保険関係費・運用関係費を毎日積立金から控除します。

⑩特別勘定について

特別勘定名	バランス25AR	インデックスバランス60AR	
特別勘定の運用方針	内外の株式、内外の債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に定性評価、定量評価等を勘案して選定し投資します。実質的に保有する株式への配分は25%程度を目途とします。組入投資信託証券は為替変動リスクの低減、限定を図るものとします。		
主な投資対象となる投資信託	投資信託名	マイストーリー・株25VA (適格機関投資家専用)	野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)
	運用方針	主として、国内の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券、世界の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券、国内の債券を実質的な主要投資対象とする投資信託証券および世界の債券を実質的な主要投資対象とする投資信託証券に投資し、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目的として中長期的に安定運用を行います。	ファンドは、内外の株式および公社債を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。
	運用会社	野村アセットマネジメント株式会社	

※特別勘定および主な投資対象となる投資信託の内容は、今後変更することがあります。
※特別勘定は、投資信託を利用して運用する部分と、保険契約の異動等に備える部分から構成されています。したがって、投資信託の運用実績と特別勘定資産の運用実績とは必ずしも一致するものではありません。

- 特別勘定への繰入日
契約日より契約日を含めて8日目に、一時払保険料の3.0%を契約初期費用として一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。
- 特別勘定資産の評価方法
特別勘定資産の評価は毎日行い、積立金の増減に反映させます。特別勘定資産の評価方法は、次のとおりとします。ただし、この評価方法は、将来関係法令、会計慣行の変更などにより変更することがあります。
 - ・有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準ずる扱いが適当とされる資産は、時価評価します。
 - ・上記以外の資産については、原価法によるものとします。
 ※為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、評価差額を損益に計上します。

この「契約概要」に記載の資産運用に関する事項は、概要を示しています。資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、ご確認ください。

⑪配当金について

- この保険には、配当金はありません。



注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険にかかる費用はつぎのとおりです

《ご契約時にご負担いただく費用》

- 一時払保険料からつぎの費用を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。

項目	目的	費用	時期
契約初期費用	保険契約の締結などに必要な費用	一時払保険料に 3.0% を乗じた金額	特別勘定への繰り入れの際(契約日より契約日を含めて8日目末)に一時払保険料から控除します。

《特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用》

- つぎの費用を積立金から控除します。

項目	目的	費用	時期
保険関係費	死亡給付金等の最低保証のための費用、保険契約の締結・維持などに必要な費用	詳しい内容については、下表をご覧ください。	下表の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。
運用関係費*1	特別勘定の運用にかかわる費用 ※特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬などが含まれます。	特別勘定ごとに異なります。 詳しい内容については、下表をご覧ください。	下表の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。

◆特別勘定ごとの保険関係費、運用関係費

特別勘定名	バランス25AR	インデックスバランス60AR
主な投資対象となる投資信託	マイストーリー・株25VA (適格機関投資家専用)	野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)
保険関係費	特別勘定の資産総額に対して、 年率2.65% を乗じた金額	
運用関係費*1	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対して、つぎの年率を乗じた金額(信託報酬)	
	年率0.3675%(税抜0.35%) (実質*20.85%±0.15%(概算))	年率0.42%(税抜0.40%)

*1 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息、また信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。
なお、運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

*2 特別勘定が投資対象とする投資信託はファンド・オブ・ファンズを主な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬(成功報酬を除く)を含めてお客様が実質的に負担する信託報酬(成功報酬を除く)を算出しております。
※投資信託「マイストーリー・株25VA(適格機関投資家専用)」が投資対象とするファンドには、信託報酬に成功報酬制を採用しているものがあり、これらのファンドについては、運用実績により成功報酬額も負担することになります。

●年間13回以上のスイッチングをした場合、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	対象	費用	時期
スイッチング手数料	年間13回以上のスイッチング	13回目から、1回のスイッチングにつき2,500円	スイッチング時に移転元の積立金から控除します。

※「年間」とは、契約日または契約応当日から起算して1年間(1保険年度)のことです。

《解約時にご負担いただく費用》

●契約日から解約計算基準日または一部解約計算基準日までの経過年数が1年以内の場合、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	対象	費用	時期
解約控除	契約日から解約計算基準日または一部解約計算基準日までの経過年数が1年以内の解約または一部解約	解約部分の基本保険金額に対して 2.0% を乗じた金額	解約計算基準日または一部解約計算基準日に各特別勘定の積立金の合計額から控除します。

※解約計算基準日または一部解約計算基準日が特別勘定への繰入日前である場合、解約返戻金額は、基本保険金額相当額(一部解約の場合は、減額された基本保険金額相当額)となります。

《年金支払開始日以後にご負担いただく費用》

●確定年金を指定した場合、年金支払開始日以後、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
年金管理費	確定年金の年金支払いの管理にかかる費用	年金額(年額)に 1.0% を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。

※特別勘定年金を指定した場合、年金支払開始日以後は、年金管理費はいただきません。

●遺族年金特約を付加した保険契約に対して、遺族年金の年金支払開始日以後、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用	時期
年金管理費	遺族年金の年金支払いの管理にかかる費用	遺族年金の年金額(年額)に 1.0% を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から控除します。

(注1) 特別勘定年金を指定した場合、年金支払開始日以後、上記と同じ保険関係費・運用関係費を毎日積立金から控除します。年金管理費のご負担はありません。

(注2) 特別勘定年金を指定し、年金支払開始日以後、積立金が無くなった場合、それ以降は保険関係費、運用関係費を控除しません。

(注3) 終身保障特約を付加した場合、終身保障移行日以後、上記と同じ保険関係費・運用関係費を毎日積立金から控除します。

この保険には投資リスクがあります

- この保険は、年金額、死亡給付金額、解約返戻金額等が特別勘定資産の運用実績に基づいて増減する仕組みの年金保険です。
特別勘定資産は、投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されますので、特別勘定*の資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等の投資リスクがあります。株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約返戻金等お支払いする金額の合計額が、一時払保険料を下回る可能性があります。
*特別勘定とは、変額個人年金保険にかかわる資産の管理・運用を行う勘定のことをいい、他の保険種類にかかわる資産とは区分し、独立した管理・運用を行います。
- お客様がスイッチングを行った際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますのでご注意ください。

この商品は生命保険です

- この商品は、マニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
- 生命保険募集人は、お客様とマニユライフ生命の保険契約の締結の媒介を行う者で、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。
- この商品は、生命保険募集人のうち、社団法人生命保険協会において別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみが取り扱いを行うことができます。

ご職業をありのまま告知してください(告知義務)

- ご契約にあたっては、現在の職業について、ありのままを正しく告知してください。
- 告知受領権はマニユライフ生命が有しています。マニユライフ生命の職員または生命保険募集人(代理店を含みます。)には告知受領権はなく、マニユライフ生命の職員または生命保険募集人に口頭でお話されただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- 告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことがあり、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。
- 保険契約を解除した場合には、解約返戻金があればその金額をご契約者にお支払いします。
- 死亡給付金等のご請求の際に、マニユライフ生命の職員またはマニユライフ生命で委任した者が、保険契約のお申し込み内容や告知内容についてご確認にお伺いすることがあります。

マニユライフ生命がお申し込みを承諾する場合、一時払保険料のお支払い込みと告知が完了した時に保障が開始されます

- 保険契約のお引き受けの決定(=承諾)については、保険契約のお申し込みと一時払保険料相当額のお支払い込みとの双方をマニユライフ生命の本社で受け付けした日の翌営業日までにその諾否を決定します。
- マニユライフ生命が保険契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料相当額のお支払い込みと告知がともに完了したときにさかのぼり、保険契約上の責任を負います。この保険ではその日を契約日とします。

**保険契約のお申し込みの撤回
または保険契約の解除ができます(クーリング・オフ制度)**

- お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日から申込日を含めて8日以内(8日以内の消印有効)であれば、マニユライフ生命本社へ書面での郵便によるお申し出により、保険契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除ができます(クーリング・オフ制度*。
*取扱代理店へお申し出をいただいても、クーリング・オフ制度は適用されませんので、ご注意ください。
- 保険契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除があった場合には、お支払い込みいただいた一時払保険料相当額をお返します。



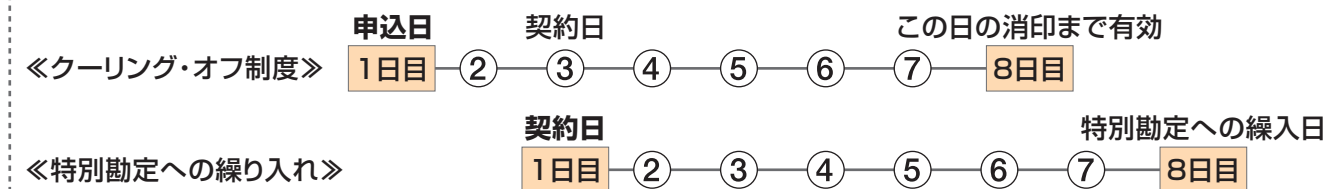
元本欠損が生じる場合があります

- この保険では、お支払い込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を特別勘定に繰り入れます*。特別勘定においては主に有価証券で運用します。
*特別勘定への繰り入れは、契約日より契約日を含めて8日目末に行います。
- この保険は、その特別勘定での資産運用の実績に応じて、積立金額が変動(増減)するしくみの生命保険です。そのため、特別勘定での資産運用の実績により、積立金額は一時払保険料を下回ることがあります。
- 解約返戻金額や将来支払われる確定年金の年金額等は、この積立金額を基準に計算されますので、つぎの金額が一時払保険料を下回ることがあります。
 - ・解約返戻金額
 - ・確定年金の年金支払総額
 - ・確定年金の一括支払額
 - ・確定年金の死亡一時金額と死亡前に支払われた年金額の合計額
- 一部解約をした場合、その解約返戻金額とラチェット保証額*の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。
*ラチェット保証額は、保険契約締結時は一時払保険料と同額とします。保険契約締結後に一部解約、ラチェット、特別勘定年金の支払などをした場合、ラチェット保証額は変更されます。
- マニユライフ生命は、「**生命保険契約者保護機構**」に加入しています。引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の詳細に関する照会は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 [月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]
 ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

- 資産運用の成果とリスクは、ご契約者に帰属します。特別勘定における資産運用実績がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、マニユライフ生命または第三者(生命保険募集人等)がご契約者に対し何らかの補償・補填をすることはありません。

◎保険契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除(クーリング・オフ制度)は、申込日から申込日を含めて8日以内まで可能です。特別勘定への繰り入れは、契約日から契約日を含めて8日目末に行われます。



※上図は、申込日から申込日を含めて3日目が契約日となった場合のご契約例です。契約日は、一時払保険料相当額をお支払い込みされた日や告知された日によって定まりますので、保険契約ごとに異なります。

**一般的に現在ご契約中の保険契約を解約・一部解約することを前提に
新たな保険契約のお申し込みを行った場合、ご契約者にとって不利益となる事項があります**

- 現在ご契約中の保険契約について、多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 現在ご契約中の保険契約について、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の告知内容などによりお断りする場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、責任開始日から3年以内の自殺による死亡の場合、告知義務違反によってご契約が解除された場合など、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。

特に現在ご契約中の一時払変額個人年金保険を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申し込みをご検討されている方は、以下の事項にご留意ください

- 一時払変額個人年金保険の解約返戻金額は、特別勘定の運用実績によって毎日変動します。
- 一時払変額個人年金保険を解約された場合、運用実績によっては解約返戻金額が一時払保険料を下回る場合があります。
- 一時払変額個人年金保険を解約された場合、解約返戻金をお支払いし、保険契約は消滅しますので、死亡給付金や年金のお支払いはありません。この場合、死亡給付金の最低保証は消滅し、また年金原資や年金支払総額の最低保証機能がついたご契約の場合、年金原資や年金支払総額の最低保証は消滅します。
- 一時払変額個人年金保険を一部解約された場合、一般的に死亡給付金が最低保証される額は減額されます。また、年金原資や年金支払総額の最低保証機能がついたご契約の場合、年金原資や年金支払総額が最低保証される額は減額されます。なお、一部解約された場合、解約せずにご契約を継続された場合に比べて、死亡給付金額や年金額が少なくなります。
- 解約控除のある一時払変額個人年金保険を解約控除の適用期間中に解約した場合、契約日または増額日からの経過年数に応じた解約控除を積立金額（一部解約の場合は一部解約請求額）から控除した金額が解約返戻金額となります。
- 新たにお申し込みの保険契約は、ご契約日から10年間運用した後に年金支払が開始します。
- 新たにお申し込みの保険契約は、解約または一部解約されるご契約と商品内容等が異なる場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約は、告知内容などによりお断りする場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、責任開始日から3年以内の自殺による死亡の場合、告知義務違反によってご契約が解除された場合など、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。

解約・一部解約をされる場合は、以下の事項にご留意ください

- 年金支払開始日の前日までであれば、いつでも解約または一部解約し、解約返戻金を請求することができます。確定年金の年金支払開始以後は、年金の一括支払をご利用ください。
- 解約返戻金額は、そのご請求書類をマニュアル生命が受け付けした日の翌営業日（この日を「解約計算基準日」または「一部解約計算基準日」といいます）の各特別勘定の積立金の合計額（一部解約の場合は、減額された積立金の合計額）です。
- 解約返戻金は特別勘定の運用実績によって増減します。最低保証はありませんので、一時払保険料を下回る場合があります。
- 契約日から解約計算基準日または一部解約計算基準日までの経過年数が1年以内となる場合には、各特別勘定の積立金の合計額から解約控除額が差し引かれます。解約控除額は、基本保険金額*（一部解約の場合は、一部解約する部分の基本保険金額）に対して、2.0%を乗じた金額となります。契約日から解約計算基準日または一部解約計算基準日までの経過年数が1年を超える場合には、解約控除はありません。
*基本保険金額は、一時払保険料と同額としますが、ご契約後に一部解約された場合などに、一部解約などの割合に応じて基本保険金額は変更されます。
- 解約計算基準日または一部解約計算基準日が特別勘定への繰入日前である場合、解約返戻金額は、基本保険金額相当額（一部解約の場合は、減額された基本保険金額相当額）となります。
- 年金支払開始日以後も、特別勘定年金を指定した場合は、いつでも解約し、解約返戻金を請求することができます（ただし、一部解約をすることはできません）。解約返戻金には、最低保証はありませんので、すでにお支払いした年金額と解約返戻金の合計額が一時払保険料を下回る場合があります。
- 特別勘定年金の年金支払開始日以後に積立金がなくなった場合、保険契約を解約しても、解約返戻金はありません。
- 一部解約後のラチェット保証額が75万円未満となる場合は、一部解約をお取り扱いできません。
- 確定年金の年金支払開始日以後は、解約・一部解約をすることはできません（年金の一括支払をご請求ください）。
- 終身保障特約を付加した場合、終身保障移行日以後、いつでも解約または一部解約し、解約返戻金を請求することができます。解約返戻金には、最低保証はありませんので、一時払保険料を下回る場合があります。

死亡給付金などをお支払いできない場合があります

- つぎのような場合には、死亡給付金などのお支払いをいたしません。
- 責任開始日から3年以内の被保険者の自殺などの免責事由に該当した場合
 - 保険契約者、受取人がこの保険契約の死亡給付金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたときなど、重大な事由により保険契約が解除された場合
 - 保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に詐欺の行為があり、保険契約が取消となった場合
 - 保険契約締結の状況、保険契約成立後の死亡給付金などの請求状況などから判断して、保険契約者が死亡給付金などの不法取得目的で保険契約を締結されたものと認められ、保険契約が無効になった場合
 - 告知していただいた内容が事実と相違したため、保険契約が解除された場合

死亡給付金などのお支払いに関する手続き等について

- お客様からのご請求に応じて、死亡給付金などのお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金などの支払事由が生じた場合、すみやかにマニュアル生命変額年金カスタマーセンターにご連絡ください。
- マニュアル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金などの支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の死亡給付金などの支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者が年金受取人となる年金について、年金受取人が年金を請求できない事情があるとマニュアル生命が認められた場合、指定代理請求人が年金を請求することができます。
- 指定代理請求人を指定される場合は、ご契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人。）が被保険者の同意を得てあらかじめ指定してください（詳しくは「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。）。
- 指定代理請求人を指定された場合、指定代理請求人に対し、年金支払の代理請求ができる旨をお伝えください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続、死亡給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

マニュアル生命 変額年金カスタマーセンター TEL 0120-925-008

各種お手続きやご契約に関するご相談などにつきましては、下記の相談窓口をご利用ください。

- 各種お手続きやご契約に関する相談・苦情につきましては下記までご連絡いただきますようお願いいたします。
マニュアル生命 変額年金カスタマーセンター TEL 0120-925-008
- 社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（ホームページ; <http://www.seiho.or.jp/>）。
- また、生命保険相談所が苦情の申し出を受けるときから原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会（あっせん委員）を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- なお、この商品にかかわる認定投資者保護団体は、社団法人生命保険協会です。
※認定投資者保護団体とは、金融商品取引法および関係法令により定められた商品の取引にかかわる消費者の苦情の解決や、争いのある場合のあっせんを行う民間団体です。

特別勘定の運用方針および特別勘定資産の評価方法

- 特別勘定の運用方針は、マニュアル生命が定めます。特別勘定は、運用方針に適合する投資信託を主な投資対象とする場合があるほか、特別勘定の運用方針に沿ってマニュアル生命が直接投資する場合等があります。
 - 特別勘定資産は、毎日評価され、その評価額の増減に応じて積立金額は変動（増減）します。
 - ご契約者は、特別勘定資産の運用方法について、一切の指図はできません。
 - 特別勘定の運用方針および主な投資対象となる投資信託は、今後変更することがあります。
 - 特別勘定資産の評価方法は、つぎのとおりとします。ただし、この評価方法は、将来関係法令、会計慣行の変更等により変更することがあります。
 - ◆有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準ずる扱いが適当とされる資産は、時価評価します。
 - ◆上記以外の資産については、原価法によるものとします。
 - ◎為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、評価差額を損益に計上します。
- ※特別勘定に関する詳しい内容（特別勘定の種類、運用方針等）については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。

お申し込みの際して

申込書兼告知書はご自身で正確にご記入ください

- 申込書兼告知書は重要な書類です。ご契約者ご自身で（被保険者欄は被保険者ご自身で）正確に記入してください。

借入金を保険料に充当することを前提としたお申し込みはお取り扱いできません

- この保険の解約返戻金額や積立金額などは、特別勘定での運用実績によって変動（増減）するため、借入金の返済や利息の支払いができなくなるおそれがあります。そのため、借入金を一時払保険料に充当することを前提としたお申し込みについてはお取り扱いしていません。

ご契約内容について

基本保険金額の増額はお取り扱いできません

●この保険では、基本保険金額の増額はお取り扱いしていません。

年金支払開始日または終身保障移行日を変更することはできません

●この商品は、ご契約日から10年間運用した後に年金支払または終身にわたる死亡保障が開始されます。
●年金支払開始日または終身保障移行日を繰り上げることや繰り下げることができません。

特別勘定年金を指定した場合、以下の事項にご留意ください

●特別勘定年金の年金支払期間は15年となっております。年金支払期間を短縮したり、延長することはできません。
●年金支払開始日以後も特別勘定で資産を運用しますので、保険関係費および運用関係費をご負担いただきます。
●年金支払開始日以後、解約することはできますが、年金の一括支払をすることはできません。
●最後の年金支払日の前日までに被保険者が死亡した場合、死亡一時金を年金受取人にお支払いし、保険契約は消滅しますので、年金の継続支払を請求することはできません。

確定年金のお支払いができない場合があります

●確定年金において、年金額が5万円未満となる場合、年金のお支払いは行わず、年金支払開始日の前日の各特別勘定の積立金の合計額をご契約者に一時にお支払いします。
●マニュアル生命の個人年金保険契約を通算して、同一の被保険者について年金額が3,000万円を超える場合、3,000万円を年金額とし、超える部分については年金受取人に一時にお支払いします。

終身保障特約を付加した場合、以下の事項にご留意ください

●終身保障移行日以後も特別勘定で資産を運用しますので、保険関係費および運用関係費をご負担いただきます。
●終身保障移行日の1ヶ月前の応当日までに限り特約を解約することはできますが、終身保障移行日の1ヶ月前の応当日後に特約を解約し、年金支払を開始することはできません。

ラチェットの適用は被保険者の保険年齢が80歳に到達する契約応当日までです

●この保険では、毎年の契約応当日末の各特別勘定の積立金の合計額が、その日末のラチェット保証額を上回った場合、ラチェット保証額はその各特別勘定の積立金の合計額相当額に増加(ラチェット)します。
●ラチェットの適用は、被保険者の保険年齢が80歳に到達する契約応当日までです。そのため、契約年齢によって、ラチェットの適用回数は異なります。

戦争その他の変乱等の突発的な異常事態が発生した場合、手続きの延期・停止等をする場合があります

●戦争その他の変乱等の突発的な異常事態によって特別勘定資産の正常な評価ができない期間(取引停止期間)中は、一部のお手続きについて、延期または停止等をする場合があります。

税務のお取り扱い

ご契約時

お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
※個人年金保険料控除の対象とはなりません。また、一時払のため、契約初年度のみの適用となります。

年金支払開始日前にかかる課税(終身保障移行日以後を含む)

■解約または一部解約した時の差益に対する課税

契約後5年以内の解約	契約後5年超の解約
20%源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税

■被保険者死亡の場合

●死亡給付金

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税(非課税枠*あり)
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

*死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金と合算して「500万円×法定相続人数」が非課税扱となります(相続税法第12条)。
法定相続人数には相続を放棄した人も含まれます。

年金支払開始日以後にかかる課税

年金種類	年金での支払*1	解約時*2	年金の一括支払時
特別勘定年金(15年)	所得税(雑所得)+住民税	所得税(一時所得)+住民税	—
確定年金		—	所得税(一時所得)+住民税

*1 ご契約者と年金受取人が異なる場合、年金支払開始時に贈与税が課税されます。
*2 特別勘定年金は、年金を一括で受け取ることはできませんが、ご契約を解約して解約返戻金を受け取ることができます。

遺族年金支払開始時にかかる課税

契約者	被保険者	遺族年金受取人	死亡給付金支払事由発生時の課税
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

※遺族年金を一括受取された場合も相続税または贈与税が課税されます。

一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税となります。
50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。
一時所得の課税対象額 = {収入 - 必要経費(一時払保険料等) - 特別控除(50万円)} × 1/2

税務上のお取り扱いについては、平成22年2月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。
個別の税務等の詳細については税務署にご確認ください。
また、詳細については「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

